

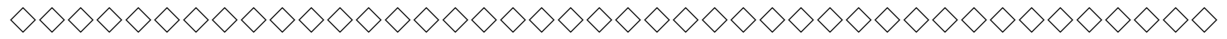


＜東部療育センター メールマガジン 2010年1月号＞

障害児（者）の方への情報提供を行い、生活支援を目指します。

発行 東京都立東部療育センター

<http://www.tobu-ryoiku.jp/>



2010年 新しい年が始まりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

今回は成年後見制度についての情報をお届けします。成年後見制度は従来の禁治産制度にかわり、民法の権利擁護の制度として2000年からスタートしたものです。

今回はその中でも重症心身障害者の方に関係する部分を中心に紹介します。



## 成年後見制度と重症心身障害者

医療ソーシャルワーカーより

### 1. 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。任意後見制度とは、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておくものです。法定後見制度とは、家庭裁判所が援助者として成年後見人を選任するものです。そして、法定後見制度は本人の判断能力に応じて3つの類型に分かれています。本人の判断能力が全くない場合は「後見」、判断能力が特に不十分な場合は「補佐」、判断能力が不十分な場合は「補助」といい、その援助者はそれぞれ「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれます。今回は成年後見人について、紹介したいと思います。

### 2. 成年後見人の仕事について

成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、財産を適正に管理（財産管理義務）したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。具体的には、本人の通帳や証書類を管理・保管し、収入や支出の記録を残します。また必要に応じ、介護サービスの利用契約や、施設への入所契約等を本人に代わって行います。

食事の世話や実際の介護等は含まれません。また生命・身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為等（予薬、注射、輸血、放射線療法、手術等）に対する決定・同意権は成年後見人には認められていません。

重症心身障害の方にとっては、治療行為が必要になる場合が多いので課題になっています。

### 3. 成年後見人の選任について

家庭裁判所が最も適任だと思われる方を成年後見人として選任します。成年後見人についての資格は特に定められていないため、誰でもが成年後見人になることができますが、家庭裁判所の判断によっては、申立て時に候補者としていた方が成年後見人に選任されるとは限りません。本人が必要とする支援の内容等によっては、申立ての際に挙げられた候補者以外の方（弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士等の専門職や、法律又は福祉に関わる法人等）を選任することもあります。

### 4. 成年後見制度を利用するための申立て準備について

申立ては、本人の住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所に行きます。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長等です。

申立てに必要な書類や費用は、申立書類、診断書、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、申立手数料、登記印紙、郵便切手、鑑定料等です（詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表等でご確認下さい）。申立書類や診断書様式は家庭裁判所から取り寄せます。登記されていないことの証明書は、重複して登記されることを防ぐために成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明するものです。東京法務局の窓口又は郵送で申請することができます。

鑑定料は本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行う際の費用です。鑑定料の額は個々の事案によって異なりますが、10万円前後が多いようです。但し、重症心身障害の方は、判断能力がまったくないことが明らかのために、最初に提出した主治医からの診断書のみで鑑定は免除される場合が多いです。

### 5. 成年後見制度を利用するための申立てについて

事前予約の上、家庭裁判所に行き、申立てます。本人が入院等により外出が困難な場合は、同席しなくても構いません。

申立て後、裁判所の職員が、申立人、後見人候補者、本人から事情を聞きます。本人の親族に後見人候補者についての意見を照会する場合があります。また必要に応じ、家事審判官（裁判官）が事情を尋ねたり、本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。

以上を踏まえて、家庭裁判所は後見等の開始の審判（家庭裁判所が出す判断）をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人に選任します。申立てから審判までは3ヶ月程度かかります。審判は、不服申立てがなければ、成年後見人が審判書を受領してから2週間後に確定します。但し、誰を成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

### 6. 成年後見人に選任されたら

成年後見人に選任にされたら、選任後1ヶ月以内に本人の財産の状況等を明らかにして、家庭裁判所に財産目録を提出します。そして本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院等の契約について、今後の計画と収支予定を考えます。その後は定期的に成年後見人としての業務を家庭裁判所に報告をし、本人のために活動する義務を、終生にわたって広く負うこととなります。

成年後見人の活動開始後、成年後見人が活動するための経費（交通費、通信費、各種証明書、帳簿購入費等）は、実費を本人が負担することになり、本人の財産から支出されます。

後見が開始されると、本人は選挙権は失い、印鑑登録は抹消されます。

参考文献：家庭裁判所パンフレット

「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」 <http://www.courts.go.jp/>



今回のメールマガジンいかがでしたか？成年後見制度は範囲がかぎられていたり、医療についての同意権の問題等 権限の及ばないこともたくさんありますが、重症障害者の方の権利擁護の一つの手段として活用していただければと考えます。

- 
- ◆ このメールは [msw\\_trc@mtrc.jp](mailto:msw_trc@mtrc.jp) のアドレスより配信しております。
  - ◆ 送信アドレスは配信専用です。お問合せやお手続きは下記よりお願いします。
- 

発行：東京都立東部療育センター <http://www.tobu-ryoiku.jp/>  
個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>  
問合せ先：<https://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>  
〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-25

- 配信がご不要の方は、下記URLにアクセスして下さい  
<http://www.tobu-ryoiku.jp/info/mailmagazine.html>

---

Copyright (C) 東部療育センター All Rights Reserved.